

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト [教職員用]

※セルフチェック用

1 教育公務員としての意識に関すること

- 「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動しているか。
- 教育者としての自信が、おごりや間違っただ思い込みを招いていないか。
- 生徒、保護者、県民からの厳しい視線が注がれていることを認識しているか。
- 不祥事は、他の学校のこと、他人事との意識はないか。
- 人間関係の悪化の懸念などを理由に、他の教職員の言動に気になることがあっても黙認をすることはしないか。
- 勤務時間外であっても、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動しているか。
- 岡山県教育委員会の「懲戒処分の指針」や「懲戒処分の公表基準」について理解しているか。
- 不祥事があったとき、学校や教育全体、また、家族など周囲の人々に取り返しのない深刻な打撃を与えることを考えているか。

2 生活に関すること

- 普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をしているか。
- 身近に悩みを話すことのできる相手がいるか。
- 家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図るようにしているか。
- 過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだりするなど、教育公務員としてふさわしくない行為を行っていないか。

3 校務に関すること

(1) 情報管理、守秘義務

- 個人情報に関する電子データの管理や校務で使用するパソコン、記憶媒体の保管の仕方において盗難や情報漏洩に対する対策を行っているか。
- 個人情報に関する書類等を学校外に持ち出したりすることはないか。
- 職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にするようなことはないか。

(2) 体罰

- 体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であることを認識しているか。
- 児童生徒に対する懲戒と体罰との違いについて、しっかりと理解できているか。
(学校教育法第11条関係)
- 児童生徒を叩いたり、長時間立たせたりするなど、肉体的苦痛を与えるような懲戒を行うことはないか。

(3) セクシュアル・ハラスメントやわいせつな行為

- 児童生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてから行っているか。
- 1対1で児童生徒に対応する場合には、密室にならないよう工夫をしているか。
- 児童生徒、保護者、他の教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントととられかねない言動はないか。
- 児童生徒、保護者、他の教職員を性的な関心の対象として見ないように心がけている。
- 児童生徒や保護者と私的に携帯電話やメール・SNSのやりとりをするなど不適切なかかわりをしていないか。

(4) 学校備品、公金等の取り扱い

- 学校の電話やパソコン、ファックス等を公務以外で使うことはないか。
- 職場の備品や消耗品を持ち帰ることはないか。
- 一時的な立て替えであっても、公金を流用することはないか。
- 教材費、部費等の学校徴収金を扱う際、複数の教職員がチェックしているか。

4 校務外に関すること

(1) 交通関係

- 交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転をしているか。
- 飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両（自転車を含む）を運転しないという心構えを持っているか。
- 深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることがあることを認識しているか。

【参考】体内で純アルコールが処理される速度の目安

一般的に、1単位（ビール 500ml）飲んだら4時間（女性は5時間）といわれています。

例えば、3単位飲んだ翌朝に運転すれば飲酒運転になります。

※ なお、当日の体調や、個人によっても差があることから、その点にも十分な注意が必要です。

- 車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗をしたりした場合も責任を問われることを認識しているか。

(2) わいせつな行為

- どのような行為がわいせつな行為にあたるか理解しているか。
- わいせつな行為は、被害者の人権を著しく傷つける行為であり、わいせつな行為に一切関わらないという強い意志を持って生活しているか。

(3) 政治的行為、営利企業等従事

- 選挙運動に関する違法行為など、政治的行為の制限に抵触するような行動をとることはないか。
- 許可なく営利企業等に従事したり、営利を目的とした商品の販売に携わったりしていないか。